

生活保護基準の検証に係る検討課題について（案）

生活保護基準の検証に係る検討課題について

- 令和 7・8 年生活保護基準部会における議題（案）・・・ P 2
- 生活扶助基準本体（第 1 類・第 2 類）の検証・・・ P 3 ～ P 4
- 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法・・・ P 5 ～ P 6
- 消費実態による検証を補完する方法・・・ P 7 ～ P 8
- その他の扶助・加算の検証・・・ P 9

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和 7 ・ 8 年生活保護基準部会における議題（案）

生活保護基準部会の設置の趣旨等に基づき、次の検証や検討課題の議論等（詳細は次頁以降）を実施し、結果をとりまとめることとしてはどうか。

1 生活扶助基準本体（第 1 類・第 2 類）の検証

全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

（1）水準（高さ）の検証

（2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

2 調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

令和 6 年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

3 消費実態による検証を補完する方法

消費実態による検証を補完する検証手法の検討

4 その他の扶助・加算の検証

その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

※ 具体的な生活保護基準については、本部会での上記検証結果を踏まえ、厚生労働大臣が政策的判断として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で設定することとなる。したがって、生活保護基準の設定自体は厚生労働大臣が行うが、本部会においては、その前提として、統計分析を実施することにより専門的かつ客観的に生活保護基準の妥当性の評価・検証を行う。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証

検討事項（案）：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証

（1）水準（高さ）の検証

- 現行の生活扶助基準については、一般国民の消費実態との均衡上の妥当な水準を維持する「水準均衡方式」の考え方により設定されていることから、生活扶助基準の水準に関する評価・検証に当たっては、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。
- 生活扶助基準の「水準」の検証においては、基準設定の基軸とされる「標準世帯」が33歳、29歳、4歳の3人世帯であることを踏まえ、従来から夫婦子1人世帯をモデル世帯として消費実態との比較検証を実施しているところであり、前回の令和4年度の検証においても、夫婦子1人世帯をモデル世帯として検証を行った。
- 比較検証にあたり消費実態を参照する所得階層について、令和4年度の検証では、平成29年検証時において変曲点理論を用いた消費の変動分析が行われた結果等を踏まえ、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位を対象とした。この際、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況が、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないか確認する観点から、中位所得層に対する消費水準の比率、固定的経費割合、年間可処分所得の中央値に対する比率などを確認した。
この点、本部会において、「年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要がある」との意見があった。

⇒ 水準（高さ）の検証におけるモデル世帯をどのように考えるか。また、生活扶助基準と比較する際、第1・十分位の消費水準を比較対象とする妥当性をどのように確認するか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 昭和40年度の格差縮小方式の導入以前にまで遡れば、収入階級第1・十分位ではない所得階層における消費の動向に着目していた時期もあり、年収階級第1・十分位が生活扶助基準と比較する一般低所得世帯として相応しい所得階層であるかについては、その都度確認する必要があるとの意見があった。

1. 生活扶助基準本体（第1類・第2類）の検証（続き）

検討事項（案）：全国家計構造調査等による一般低所得世帯の消費実態と生活扶助基準の比較による検証 （2）年齢・世帯人数・地域別の基準体系の検証

- 生活扶助基準の「体系」の検証については、世帯員の年齢階級、世帯人員数及び級地の別に基準額が設定されていることから、体系別の基準較差について、これまでもこれらの要素ごとの消費実態の較差との比較による検証を行ってきたところであり、令和4年検証においても、従前の検証手法を踏襲して同様の検証を行った。

具体的には、2019年全国家計構造調査の個別世帯のデータを用いて、低所得世帯を対象として、第1類相当支出及び第2類相当支出のそれぞれについて回帰分析を行い、その結果を基に消費実態の較差（指数）を推計し、当該推計結果と現行の生活扶助基準における較差を比較することにより評価・検証を行った。

- 令和5年度の生活扶助基準見直しに当たっては、本部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差については現行の較差との差の2分の1を反映することとした。

⇒ 世帯員の年齢階級、世帯人員数及び級地により構成される生活扶助基準の体系を検証するにあたり、回帰分析を用いる従前の手法について、留意すべき点や改善すべき点はあるか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－6 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証結果の総括及び留意点

- 基準体系ごとの消費較差のうち、特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある。そうした中で、機械的に反映させた場合には現行の基準較差から大幅な変更となることを考慮すれば、検証結果と矛盾のないよう信頼区間から外れない範囲で、激変緩和のための一定の政策的配慮はあり得るものと考えられる。

ただし、こうした政策的な対応については、信頼区間から外れないというだけでなく、政策的配慮に一定の合理性が必要であることには留意すべきである。

２．調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法

検討事項（案）：令和６年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っている。
- 令和５年度見直しでは、本部会の令和４年検証結果を反映することを基本としつつ、足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額１,０００円を特例的に加算する等、当面２年間（令和５～６年度）の特例的・臨時的な措置を実施した。
- 令和７年度の見直しにおいても、令和５～６年度の臨時的・特例的な対応の措置時から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額１,５００円を特例的に加算する等、当面２年間（令和７～８年度）の臨時的・特例的な措置を実施することとした。
- 令和４年検証の報告書においても、「生活扶助基準の検証に用いた２０１９年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」とされ、検証結果を踏まえる上での留意点として、検証時点からの社会経済情勢の変化が挙げられていた。
- 今後の生活扶助基準の見直しに当たっては、一般低所得世帯の消費実態等に関するデータの充実に取り組み、当該データを活用して検討を行うこととしており、「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」（令和７年６月１３日閣議決定）においては、「生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。」とされている。

⇒ 今回の検証に用いる予定の令和６年（２０２４年）全国家計構造調査の調査時点から、検証作業のとりまとめ時点までの消費実態等の社会経済情勢の変化をどのように捉えるか。その際、一般低所得世帯の消費データについて、具体的にどのような情報の充実が必要となり、その充実・活用する方法として具体的にどのような手法をとることが考えられるか。

２．調査実施時点以降の社会経済情勢の変化の反映方法（続き）

検討事項（案）：令和６年全国家計構造調査の調査時点から、今回の検証作業のとりまとめ時点までの社会経済情勢の変化の反映方法

（参考）令和４年１２月９日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－４ 新型コロナウイルス感染症による影響等

- 令和元年以降の新型コロナウイルス感染症による影響や足下の物価上昇等を含むこうした社会経済情勢の変化については、2019 年全国家計構造調査による検証結果に、令和３年にかけての動向を確認した家計調査等の経済指標により機械的な調整を加えて消費実態との均衡を評価することは難しいと考えられるが、足下の実態を捉えるにあたって考慮しなければならない重要な事項である。

Ⅲ－６ 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証結果の総括及び留意点

- 加えて、生活扶助基準の検証に用いた 2019 年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。

3 . 消費実態による検証を補完する方法

検討事項（案）：消費実態による検証を補完する検証手法の検討

- 従来、一般低所得世帯の消費実態との比較を基本としつつも、その補完的な参考資料となりうる新たな検証手法の検討については、過去に本部会や「生活保護基準の新たな検証手法の開発等に関する検討会」においても議論してきたところ。
 - 令和4年検証においては、「引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる」とされつつ、「消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。」との意見があったところ。
 - また、生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。
- ⇒ 生活扶助基準の水準を検証するに当たって、一般低所得世帯の消費実態との均衡が図られているかを確認することを基本としつつ、当該消費実態による検証を補完するような手法として、どのようなものが考えられるか検討してはどうか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

Ⅲ－5 新たな検証手法に関する検討

- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことを基本としつつも、消費実態に基づく手法以外に、理論的根拠に基づいた、複雑ではない生活扶助基準の検証方法を開発することについて、今後も議論を重ねていくことが重要である。

3 . 消費実態による検証を補完する方法（続き）

検討事項（案）：消費実態による検証を補完する検証手法の検討

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 生活水準が維持されているかについては、生活の質の観点から、社会的剥奪状況として必需品項目の不足の状況を確認することも重要であるという意見があった。また、こうした生活実態及び生活意識の分析をより精緻に実施していくことが必要であるとの意見もあった。

このほか、生存水準に関わる観点として、栄養摂取基準などからみて最低生活が満たされる水準となっているか確認する必要があるとの意見もあった。

- 最低生活費の水準を議論するに当たっては、引き続き一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかという観点から検証を行うことが基本となる。

一方で、高齢者の消費実態については、年金制度の動向に影響を受けることに留意しなければならないとする意見もある中で、年収階級第1・十分位という一般低所得世帯の消費実態との均衡のみにより生活保護基準の水準を捉えていると、比較する消費水準が低下する場合に絶対的な水準を割ってしまう懸念があることから、その下支えとなる水準を明らかにする取組は重要である。このため、消費実態との比較によらない手法について、5年後に改めて生活扶助基準の検証が行われることを見据えつつ、より精緻化する作業を行っていく必要がある。

また、こうした作業を行うための議論の場を設けるべきとの意見があった。

4 . その他の扶助・加算の検証

検討事項（案）：その他の扶助・加算等を検証する場合のデータの収集及び整理

- 生活扶助以外の一部の扶助や加算等については、過去の生活保護基準部会において検証を行ってきたところ。
 - 令和4年検証において、「今後、他の扶助や加算の基準について検証を行う際には、各扶助等により賄うべき需要に対応するための費用を捉える観点からデータの収集及び整理を適切に行っていく必要がある。」との意見があった。
- ⇒ 生活扶助以外の扶助や加算等について、今後、本部会で検証を行う場合には、まずは、各扶助等により賄うべき需要に対応する費用をどのようなデータを用いて、どのような方法で把握していくのか、検討を行ってはどうか。

（参考）令和4年12月9日 生活保護基準部会報告書 抜粋

V 今後の検証等に関する意見

- 本部会では、生活扶助基準の定期的な検証を行うことを基本としつつ、過去、平成26年には住宅扶助基準等の検証、平成29年には母子加算、児童養育加算等の検証も実施したところであり、今回の検証作業においては、生活扶助基準の定期的な検証のほかに級地区分の検証を行ったところである。
今後、他の扶助や加算の基準について検証を行う際には、各扶助等により賄うべき需要に対応するための費用を捉える観点からデータの収集及び整理を適切に行っていく必要がある。